

等級ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表適用者

(1)再任用職員以外の職員

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	定型的な業務を行う主事の職務	108	10.1%
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	230	21.6%
3級	(1)係長及び主査(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「係長職」という。)の職務	85	8.0%
	(2)主任の職務	141	13.2%
4級	(1)複雑又は困難な業務を処理する係長職の職務	87	8.2%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する主任の職務	148	13.9%
5級	(1)課長及び主幹(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「課長職」という。)の職務	66	6.2%
	(2)特に複雑又は困難な業務を処理する係長職の職務	99	9.3%
6級	(1)部次長及び担当次長(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「部次長職」という。)の職務	15	1.4%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する課長職の職務	66	6.2%
7級	(1)部長及び担当部長(これらに相当する職として市長が別に定める職を含む。以下これらを「部長職」という。)の職務	10	0.9%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する部次長職の職務	9	0.8%
8級	複雑又は困難な業務を処理する部長職の職務	1	0.1%
	合計	1065	100.0%

(2)再任用職員

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	68	100.0%

医療職給料表適用者

級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	職員数(人)	割合(%)
1級	(1)主査の職務	0	0.0%
	(2)医療業務を行う主事の職務	0	0.0%
2級	主幹の職務	1	50.0%
3級	(1)担当部長の職務	0	0.0%
	(2)複雑又は困難な業務を処理する主幹の職務	0	0.0%
4級	保健所長の職務	1	50.0%
	合計	2	100.0%

※割合については、等級ごとに少数点第2位を四捨五入しているため、合計において一致しないことがある。